

留寿都村で

従業員用住宅を建てる事業者の方
を応援します

回覧

補助金額 1戸当たり

50万円～150万円

留寿都村社宅建設促進事業補助金のご案内

留寿都村では、移住・定住人口の増加と村の活性化を図るために、村内に従業員等の居住を目的とした社宅を建設する事業者に対し、その経費の一部を補助します。

補助対象者・補助金額

補助対象者	補助金額
村内で従業員用の住宅(社宅)を新築する法人 ① 村内に事業所等を設け、事業を営んでいること。 ② 村税等の滞納がないこと。 ③ 暴力団の構成員・暴力団と密接な関係者でないこと。 ④ 破産手続開始の申立てした者でないこと。 ⑤ 工事の着手をしていないこと。	1戸当たりの住宅の床面積が 10m ² 以上 25m ² 未満・・・50万円 25m ² 以上 65m ² 未満・・・100万円 65m ² 以上・・・・・・・150万円 ※予算の範囲内で補助 ※補助金額は、住戸数×補助額の累計額

建設する社宅の要件

- ① 従業員及びその家族用の住宅であること。
- ② 新築の1戸建て又は共同住宅であること。
- ③ 入居戸数は2戸以上の住宅であること。
- ④ 各戸に玄関、便所、浴室、台所、給湯設備及び暖房設備が設置されていること。
- ⑤ 1戸当たりの床面積が10m²以上であること。
- ⑥ 組立て式仮設住宅でないこと。
- ⑦ 入居する従業員等が留寿都村に住民登録すること。
- ⑧ 平成29年2月末までに社宅が完成すること。など



補助金の交付を受けた日から
10年間は、社宅として利用すること。

募集期間・申込方法

募集期間 平成28年6月20日（月）から7月22日（金）まで
申請方法 補助金交付申請書、工事見積書・設計書、図面など、申請に必要な書類を平成28年7月22日（金）まで企画観光課に提出してください。

お問合せ先

申請様式やこの補助の内容などの
お問い合わせは次のとおり

留寿都村役場企画観光課
電話 0136-46-3131